**平成２６年（フ）第３１号**
群馬県利根郡みなかみ町湯原604番地４　藤パークＡ号棟107号室
債務者　伊藤千世士
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**平成２６年（フ）第１６３号**
群馬県邑楽郡大泉町仙石４丁目32番35号　ツインハウス21―102号、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸530番地の11
債務者　片山アントニオこと　ＫＡＴＡＹＡＭＡ　ＡＮＴＯＮＩＯ
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２６年（フ）第１６４号**
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1984番地１、前住所群馬県太田市飯塚町1023番地
債務者　片山タチアネこと　ＫＡＴＡＹＡＭＡ　ＴＡＴＩＡＮＥ　ＬＥＩＫＯ
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２７年（フ）第２号**
群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目６番13号　アネックス21東大泉Ｄ棟101号、前住所埼玉県大里郡寄居町大字桜沢3266番地９
債務者　小橋川エジソンこと　ＫＯＢＡＳＨＩＫＡＷＡ　ＥＤＳＯＮ
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２７年（フ）第３号**
群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目６番13号　アネックス21東大泉Ｄ棟101号、前住所埼玉県大里郡寄居町大字桜沢3266番地９
債務者　ＮＡＳＣＩＭＥＮＴＯ　ＫＯＢＡＳＨＩＫＡＷＡ　ＭＡＲＩＡ　ＩＶＥＴＥ
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２６年（フ）第３２９号**
愛知県一宮市千秋町加納馬場字柳林53番地　Ｂ棟
債務者　西川　美子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第３３２号**
愛知県岩倉市稲荷町稲荷65番地　水越産業アパート南棟203号
債務者　安江　　悟
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第４７３号**
兵庫県加古川市平岡町二俣642番地の１　昭和ハイム南芳401号
債務者　平田　　聖
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第５２４号**
兵庫県姫路市四郷町山脇675番地　スプリングコート105号
債務者　寺尾　　恵（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第５３０号**
兵庫県高砂市高砂町木曽町５番22―204号レオパレス桃、従前の住所兵庫県高砂市西畑３丁目10番２号
債務者　赤尾　祐輔
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第１１６号**
岡山県勝田郡奈義町豊沢207番地
債務者　鳥越祐禧余理
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２６年（フ）第２３号**
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳1849番地１、前住所福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3024番地99　アオイコーポ２―Ａ
債務者　松本　浩一
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２６年（フ）第６６号**
福岡県大牟田市大字田隈112番地17
債務者　西山　　潤
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２６年（フ）第３１３号**
佐賀市大財北町４番2202号　雇用促進大財北宿舎
債務者　西田　祐子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第３１７号**
佐賀市鍋島５丁目５番２―234号
債務者　石橋　明子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係